

○ 金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件（平成二十五年金融庁告示第四十六号）

改正案	現行
開示用電子情報処理組織（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）を使用して電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。）又は任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。）を行う者の使用に係る入出力装置は、同条の電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、かつ、接続した際に当該電子計算機より付与されるプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を正常に稼働させることができるもので、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する形式により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線を通じて同条の電子計算機に備えられたファイルへ記録することができる機能を備えたものとする。 一 別表第一の書類の欄に掲げる書類であつて、同表の様式の欄に掲げる様式により作成するもの（当該様式により作成する書類の訂正に係る書類を除き、法第九十三条の二第一項に規定する監査証明を添付する場合は、当該監査証明に係る書類を含む。）及び特定有	開示用電子情報処理組織（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）を使用して電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。）又は任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。）を行う者の使用に係る入出力装置は、同条の電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、かつ、接続した際に当該電子計算機より付与されるプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を正常に稼働させることができるもので、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する形式により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線を通じて同条の電子計算機に備えられたファイルへ記録することができる機能を備えたものとする。 一 別表第一の書類の欄に掲げる書類であつて、同表の様式の欄に掲げる様式により作成するもの（当該様式により作成する書類の訂正に係る書類を除き、法第九十三条の二第一項に規定する監査証明を添付する場合は、当該監査証明に係る書類を含む。）及び特定有

価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）に基づき提出する臨時報告書（法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書をいう。以下同じ。）（当該臨時報告書の訂正に係る書類を除く。）を提出する場合 次に掲げる全ての基準
イ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格CSS二・一仕様書に適合するもの
ロ 拡張可能な事業報告言語（XBRL二・一及びInlinexBRL一・〇）に適合するもの

二・三（略）

附 則

（略）

別表第一

府 令	書 類	様 式
（略）	（略）	（略）
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	募集事項等記載書面 （法第五條第十項に 規定する募集事項等	第六号の七様式

価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）に基づき提出する臨時報告書（法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書をいう。以下同じ。）（当該臨時報告書の訂正に係る書類を除く。）を提出する場合 次に掲げる全ての基準
イ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格CSS二・一仕様書に適合するもの
ロ 拡張可能な事業報告言語（XBRL二・一及びInlinexBRL一・〇）に適合するもの

二・三（略）

附 則

（略）

別表第一

府 令	書 類	様 式
（略）	（略）	（略）
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	有価証券報告書 （法第二十四條第五 項において準用する	第七号様式 第七号の三様式

記載書面をいう。)	有価証券報告書 (法第二十四条第五項において準用する同条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する有価証券報告書をいう。)	(略)	発行登録追補書類 (法第二十三条の八第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する発行登録追補書類をいう。)	自己株券買付状況報告書
第七号様式 第七号の三様式	(略)	(略)	第二十一号様式	第二十五号の三様式

同条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する有価証券報告書をいう。)	(略)	発行登録追補書類 (法第二十三条の八第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する発行登録追補書類をいう。)	第二十一号様式	
	(略)			

別表第二 (表略)	(略)	
	(略)	(法第二十四条の六 第一項に規定する自 己株券買付状況報告 書をいう。)
	(略)	
別表第二 (表略)	(略)	
	(略)	
	(略)	